

平成16年3月教育委員会定例会会議録

報告事項

報 第22号 平成16年秋の叙勲候補者の推薦について

森総務課長から、地方教育行政功労として、教育委員23年3ヶ月そのうち20年3ヶ月は教育委員長を務め、町の教育行政の発展のため尽力された方1名を推薦した旨の報告があり、報告のとおり決定した。

付議事項

議案第45号 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則（案）について

議案第46号 和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則による出資法人等の一部改正（案）について（告示）

総務課長から、両議案については財団法人体力開発センターの名称変更に伴う規則及び告示中の名称変更であると説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第47号 和歌山県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（案）について

議案第48号 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（案）について

議案第49号 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（案）について

議案第50号 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（案）について

議案第 5 1 号 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（案）について

議案第 5 2 号 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則（案）について

和田給与課長から、議案第 4 7 号から議案第 5 2 号までの 6 議案について一括して説明があった。第 4 7 号は、市町村立学校職員の扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の認定等に係る権限を各市町村教育委員会に委譲するため市町村が処理する事務の範囲に各手当の認定等に関する事務を加える改正である。第 4 8 号は調整手当の支給率が高い地域から低い地域に異動したときの調整手当の異動保障について、異動前の調整手当支給地における在職期間が 6 箇月を超えることが条件化されたことに伴う改正である。第 4 9 号は、市町村立学校職員のうち、電車、バス等の交通機関を利用して通勤している職員に対する通勤手当の支給方法が、1 箇月定期券等による支給から 6 箇月定期券の価格による支給に変更されたことに伴う改正である。第 5 0 号は、全日制高校の教員が定時制・通信制高校の授業を兼ねて行う場合、あるいは定時制高校の教員が全日制・通信制高校の授業を兼ねて行う場合の手当額の改正と、県立中学校の新設に伴い中学校の教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主任に教育業務連絡指導手当を支給する規定を定めるものである。第 5 1 号は、平成 1 6 年 4 月に美山村の中学校 3 校が統合新設されることに伴い美山中学校をへき地学校に指定するものであること。また、小中学校の教員が全日制・定時制高校の授業を兼ねて行う場合の手当額の改正である。第 5 2 号は、高等学校で工業や農業の授業を担当した時に支給される産業教育手当について、学習指導要領の改訂や、総合学科の設置に伴い実習を伴う農業または工業に関する科目が多様化しているため、規定の整備を行うものであると説明があり、委員から、現在教育事務所等で行っている事務を市町村教育委員会に権限を委譲していくことは当然の流れであるが、事務職員が配置されていない小規模の小中学校にあっては、手当の返還問題等も発生するため十分に研修、説明会等を行ってほしいと要望があり、課長から本年 1 月下旬から 2 月上旬にかけて、学校長を対象とした研修会を行った。引き続き研修会等を通じて指導していく予定であ

る。また「認定事務の手引き」という冊子を作り、認定権者という意識も高めたいと説明があった。委員から産業教育手当の支給に至る経過について質問があり、課長から、根拠は産業教育振興法にあり、産業教育に従事する教員の資格、待遇について特別の措置が講じられなければならないという規定があり、支給率についても国の規定に準じて10%支給していると答弁があった。委員から、障害のある児童・生徒には、産業教育といった専門的な教育が大切である。彼らの能力を見いだすことに、教員以外の人材を活用することでより専門性の高い知識を身につけられるようなことはできないのかと質問があり、板橋県立学校課長から、「あすなろ支援事業」で専門性の高い人と接する機会は設けている。また、情報教育については、情報教育支援教員を緊急雇用の一環で配置していると答弁があった。委員から、今後もそういった機会を増やしてほしいと要望があった。以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第53号 和歌山県教育委員会社会教育主事の派遣に関する規則の一部を改正する規則（案）について

一山生涯学習課長から、県費で市町村に社会教育主事を派遣しているが、来年度から市町村に対しても一定の負担を求めるという趣旨から、派遣先の市町村が超過勤務手当及び休日勤務手当を支払うこととする改正であると説明があった。委員から、派遣している社会教育主事の役割は何かとの質問があり、課長から、市町村における社会教育活動を通して本県の生涯学習事業の拡大を図っていると答弁があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第54号 和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則（案）について

生涯学習課長から、県立図書館の文化情報センターにセンター長を置き、同センターの体制を強化するとともに、生涯学習に関する多様な機会を提供する事務を加え、同センターの機能を明確にするために規則の一部を変更したいと説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 55 号 和歌山県指定文化財の指定（案）について

西畑文化遺産課長から、2月16日に開催された文化財保護審議会において、答申を受けた根来寺の能面159面と附として面箆筒10竿など、有田市妙法寺の木造大日如来坐像1軀と木造天部立像2軀の3件を指定したい旨の説明があり、委員から、指定を受けるとどうなるのかと質問があり、課長から、たとえば傷みがひどく修理をすると最大50%の補助金を出すことが可能となると答弁があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 56 号 和歌山県立博物館協議会委員の任命（案）について

文化遺産課長から、平成16年4月1日から2年間の任期で、新任3名を含め13名の委員を任命したいと説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 57 号 和歌山県立中学校規則（案）について

議案第 58 号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則（案）について

議案第 59 号 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則（案）について

議案第 60 号 和歌山県立特殊教育諸学校規則の一部を改正する規則（案）について

山路小中学校課長から、議案第57号から議案第60号までの4議案について一括して説明があった。第57号は、平成16年4月に県立向陽中学校が開校することに伴い、中学校の管理運営の基本的事項その他必要な事項を定めるもので、内容については県立学校規則とほぼ同じである。第58号は、「和歌山県立中学校規則」、「和歌山県立高等学校規則」及び「和歌山県立特殊教育学校規則」それぞれについて、学期の規定を設けることに伴い、「学校教育法施行細則」で規定している学期の定めを削除する。第59号は、平成16年4月に併設型中高一貫教育校として向陽中学校が開校することに伴い、向陽高等学校との間で一貫した教育を施すための規則を設けること、また、熊野高等学校に総合学科を

新設すること等の整備である。第60号は、第58号と関連するが、学期の規定を新たに設けること及び様式等の整備であると説明があった。委員から、2学期制の実施傾向について質問があり、課長から、授業時間を確保し易くまた、前期、後期で単位認定ができることなどから増加傾向にあると答弁があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第61号 学校職員の勤務時間の割振り等に関する基準の一部改正（案）
について（告示）

県立学校課長から、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」が公布され、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」が改正されたことに伴い基準を改正するものであると説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第62号 教職員新規採用に関する特別健康検査規則の一部を改正する規則（案）について

山田健康体育課長から、検査機関を「国立又は公立の病院」から「病院」に変更し、また、別表の見直しを行うと説明があり、委員から、「病院」となると診療所等は該当しないがそれでよいのか。「国立又は公立の病院」としていたことには理由があると思うが、また、県内の病院と他府県の病院とでは状況も違ってくるのではないか。健康診断票に不必要と思われる質問がある等の意見があり、審議の結果、原案は否決され継続審議となった。

議案第63号 和歌山県体力開発センター使用料の徴収事務の委託の一部改正（案）について（告示）

議案第64号 和歌山県南紀スポーツセンター使用料の徴収事務の委託の一部改正（案）について（告示）

小串スポーツ課長から、第63号及び第64号ともに管理委託先が財団法人和歌山県スポーツ振興財団に変更されることに伴い、当該施設に係る使用料徴収事務の委託先を新財団に変更するもの

であると説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。